【南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の概要】

第1 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

○概要(全サービス)

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

第2 「書面掲示」規制の見直し

○概要(全サービス)※令和7年度から義務付け

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。

第3 身体的拘束等の適正化の推進

- ○概要(ア:介護予防小規模多機能型居宅介護、イ:介護予防認知症対応型通所介護) 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な 実施)を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。
 - イ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

第4 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し

○概要(介護予防小規模多機能型居宅介護)

介護予防小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼

務可能なサービス類型を限定しないこととする。

第5 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検 討するための委員会の設置の義務付け

〇概要(介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

第6 協力医療機関との連携体制の構築

〇概要(介護予防認知症対応型共同生活介護)

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で 適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機 関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす**協力医療機関を定めるように努めることとする**。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う 体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応 を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った 自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合に おいては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

第7 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

○概要(介護予防認知症対応型共同生活介護)

施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。